

Ⅱ ポストコロナの「新しい日常」 に対応した働き方



Ⅱ ポストコロナの「新しい日常」に対応した働き方

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年5月に感染拡大防止のための留意事項をまとめた「新しい生活様式」実践例が示され、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の実施等が推奨され、私たちの働き方についても大きな変化をもたらしました。

《働き方の新しいスタイル》



テレワークや
ローテーション勤務



時差通勤で
ゆったりと



オフィスは
ひろびろと



会議は
オンライン



対面での打合せは
換気とマスク

ポストコロナ時代においては、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークや、多様なキャリア形成を促進する副業・兼業、雇用によらない働き方などの多様で柔軟な働き方が更に広がる可能性があり、人口減少、人生100年時代といった環境変化の中で、労働者の個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現するための環境整備が進められています。

Ⅱ－１ テレワークの推進

テレワークは、インターネットなどの情報通信技術（ICT技術）を活用して、オフィスに行かなくても自宅や出張先、サテライトオフィスなどで業務を行う、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。在宅勤務の場合、通勤時間の削減による時間の有効活用や育児・介護との両立等のメリットがあります。

テレワークの実施に当たっては、対象業務・対象者の選定、就業規則の整備などの準備が必要であるとともに、導入後には、長時間労働やコミュニケーション不足などの問題が起りうることから、適切な導入が図られるよう、労務管理、労働条件等導入に際しての留意点についてまとめた「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」が厚生労働省から示されています。

〔テレワーク導入の効果〕

- ・優秀な人材の確保、育成（子育て・介護のための離職を防止）
- ・業務プロセスの革新（業務の棚卸し、見える化などの業務の見直し）
- ・事業運営コストの削減（オフィスコスト、通勤コストの削減）
- ・非常時の事業継続（新型コロナ感染拡大や災害時の事業継続）
- ・環境負荷の軽減（通勤者減少、オフィスの省エネ化）
- ・企業イメージの向上

II-2 副業・兼業の促進

副業・兼業を行うということは、二つ以上の仕事を掛け持つことをいいます。副業・兼業は、企業に雇用されて行うもの（正社員、パート、アルバイトなど）、自ら起業して事業主として行うもの、コンサルタントとして請負や委任といった形で行うものなど様々な形態があります。別の仕事でスキルや経験を得ることでキャリア形成ができる、所得が増加するなどのメリットがあります。

副業・兼業は、現在勤務している会社の就業規則で認められていれば実施が可能ですが、労働時間が長くなる可能性があるため、自身による労働時間の管理や健康管理が必要となります。また、業務上知り得た秘密情報を漏らさないことなどに留意する必要があります。厚生労働省から、副業・兼業を進める上での基本的な流れやモデル就業規則などをまとめた「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が示され、わかりやすく解説されています。

〔副業・兼業の労働者のメリット〕

- ・離職せずとも別の仕事に就くことが可能となり、スキルや経験を得ることで主体的にキャリアを形成することができる。
- ・本業の所得を活かして、自分がやりたいことに挑戦でき、自己実現を追求できる。
- ・所得が増加する。
- ・本業を続けつつ、よりリスクの小さい形で将来の起業・転職に向けた準備・試行ができる。

〔副業・兼業の企業のメリット〕

- ・労働者が社内では得られない知識・スキルを獲得することができる。
- ・労働者の自律性・自主性を促すことができる。
- ・優秀な人材の獲得・流出の防止ができ、競争力が向上する。
- ・労働者が社外から得た新たな知識・情報や人脈により、事業機会の拡大につながる。

II-3 雇用によらない働き方（フリーランス）

フリーランスとは、実店舗がなく、雇い人もいない自営業主等で、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指します。近年、インターネットを活用した短期・単発の仕事を請け負うギグ・エコノミーなど、自由な働き方が拡大しています。

2020年5月のフリーランス実態調査によると、フリーランスという働き方を選択した理由では、「自分の仕事のスタイルで働きたいため」と回答した者が6割、満足度では、「仕事上の人間関係」、「就業環境」、「プライベートとの両立」に8割以上が満足と回答する一方で、6割の者が、「収入が少ない・安定しない」と回答しています。

フリーランスという働き方を選択した理由（複数回答可）

1位	自分の仕事のスタイルで働きたいため	57.8%
2位	働く時間や場所を自由にするため	39.7%
3位	収入を増やすため	31.7%
4位	より自分の能力や資格を生かすため	27.3%
5位	挑戦したいことややってみようがあるため	13.5%
6位	ワーク・ライフ・バランスを良くするため	11.9%

フリーランスという働き方の満足度（単一回答）

1位	仕事上の人間関係	85.7%
2位	就業環境（働く場所や時間など）	82.9%
3位	プライベートとの両立	81.8%
4位	達成感や充実感	77.3%
5位	社会的地位	63.1%
6位	多様性に富んだ人脈形成	60.1%
7位	収入	37.4%

フリーランスとして働く上での障壁（複数回答可）

1位	収入が少ない・安定しない	59.0%
2位	他人とのネットワークを広げる機会が少ない	17.2%
3位	仕事がなかなか見つからない	15.3%
4位	仕事の原因で負傷した、疾病になった場合の補償がない	12.7%
5位	就業時間や休日に関する規制がない	11.1%
6位	契約条件があいまい、事前に明示されない	10.7%
7位	社会的信用を得るのが難しく、偏見や誤解がある	10.7%

※出典「フリーランス実態調査結果」（令和2年5月内閣官房日本経済再生総合事務局）

発注事業者に対して弱い立場にあるフリーランスは、報酬の支払遅延や減額、やり直しの要請などのトラブルに見舞われることがあります。このような背景から、トラブルの相談窓口（フリーランス・トラブル110番）の設置、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドラインの作成などの環境整備が行われており、令和5年5月には、フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備を図ることを目的とした「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が公布され、令和6年11月1日に施行される予定です。

この法律により、フリーランスに業務を委託する発注事業者に対して、取引条件の明示やハラスメント行為に係る相談体制の整備などが義務付けられるとともに、不当な報酬の支払遅延や減額、受領拒否などが禁止されます。

詳しい法律の内容や最新情報は厚生労働省ホームページでご確認ください。

フリーランス・トラブル110番
0120-532-110（受付時間9：30～16：30 土日祝日を除く）



[厚生労働省ホームページ](#)>>